様式第4号(第8条関係)

景観計画区域内行為変更命令書

第　　　　　号

年　　月　　日

　住所

　氏名　　　　　　　　　　様

椎葉村長　　　　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付で届出のあった行為については、椎葉村景観計画に定めら

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| れた当該行為についての制限に適合しないと認めたので、景観法第17条 | 第1項第5項 | の規定によ |

り、下記のとおり命令します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 1　行為の所在地 | 椎葉村　大字　　　　　　　　番地 |
| 2　行為の期間 | 着手予定　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日完了予定　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 3　行為の種類 | 　 |
| 4　命令事項 | 　 |

備考(1)　この処分に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、椎葉村長に対して異議申立てをすることができます。

　　(2)　この処分の取消しを求める訴えをする場合は、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、椎葉村(訴訟において椎葉村を代表する者は椎葉村長となります。)を被告として提起することができます。